年　　月　　日

堺　市　長　様

開発者

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

（誓約者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）

誓　約　書

今回開発行為等を計画している共同住宅（賃貸）は、建物性能や設備等について計画中の状況となります。また、災害時の救出・救助資器材、飲料水や食事の確保の要件についても適合性を確認できない状況となっております。堺市開発行為等の手続きに関する条例（平成１５年堺市条例第２２号）第７条第１項及び条例施行規則（平成１５年堺市規則第８２号）第１６条第１項第３号の規定により、特に市長において協議の必要がないと認める開発行為等として認定を受けるにあたり、次のとおり誓約いたします。

記

１．当該物件完成後の管理者への引継ぎの際に、日頃からの住民の防災意識を高め、災害時に円滑に防災活動を行うことができるよう年に１回以上防災訓練を行うとともに災害時のマンション住民の生活維持や、地域への貢献に寄与するため、マンションの防災上の特色や防災対策等について「防災アクションプラン」として管理者が明文化することを遵守させること。

また、入居される賃借人に対し、防災アクションプランの内容について、管理者から説明する旨、遵守させること。

２．当該物件完成後の管理者への引継ぎの際に、共用部に確保した防災倉庫に救出・救助資器材、飲料水及び食糧の備蓄が必要な旨（飲料水及び食糧については以下の項目ごとにいずれか一つ以上を選択し、〇を付した備蓄品について備蓄が必要）を記載した上で、管理者へ説明を行い、遵守させること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 飲料水の確保 | ・ | 飲料水を戸数×４２リットル以上備蓄すること※ |
| ・ | 小型造水機を設置すること（ただし、有効な水源があること） |
| 食糧の確保 | ・ | 煮炊き不要な食糧を戸数×２１食以上備蓄すること※ |
| ・ | 炊き出し実施可能なかまどベンチ等（燃料、大型鍋等を含む）を確保することかまどの数量は２基以上（ただし、戸数２００戸を超える場合は２００戸までごとに２基ずつ加算するもの）とし、燃料の量は１日３食７日間炊き出しをするために必要な数量以上とすること |

※賃貸住宅の場合は、各戸の備蓄との合算は不可